

雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

新	旧	摘要
雲南市地域防災計画 (原子力災害対策編) 令和<u>8</u>年6月改訂  島根県 雲南市	雲南市地域防災計画 (原子力災害対策編) 令和7年6月改訂  島根県 雲南市	※新旧対照表ページと 素案ページは一致しない ・原子力災害対策指針は「原災指針」と略 ・原子力災害対策マニュアルは「原災マニュアル」と略 ・防災基本計画は「防災計画」と略 ・雲南市地域防災計画（風水害等対策編）、同（震災対策編）は「風水害編等」と略

新	旧	摘要
第4節 計画の周知徹底	第4節 計画の周知徹底	
第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	
第6節 計画の基礎とするべき災害の想定 計画を策定するに当たり規定する発電所からの放射性物質の放出形態は、過酷事象が発生する可能性も考慮し以下のとおりとする。 「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」	第6節 計画の基礎とするべき災害の想定 計画を策定するに当たり規定する発電所からの放射性物質の放出形態は、過酷事象が発生する可能性も考慮し以下のとおりとする。 「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団_____となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」	・ 所要の修正
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	
第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施 <u>(1) 避難等の防護措置</u> PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のいずれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実	第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施 _____ PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のいずれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実	・ 所要の修正

新	旧	摘要
施するものとする。 なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。(別添 1 参照) ・ 情報収集事態 ・ 警戒事態 ・ 施設敷地緊急事態 ・ 全面緊急事態 <u>(2) 屋内退避</u> _____ U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施するものとする。U P Z外においても、発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施するものとする。 <u>なお、P A Zにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合、屋内退避を実施するものとする。</u> 2 (略)	施するものとする。 なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。(別添 1 参照) ・ 情報収集事態 ・ 警戒事態 ・ 施設敷地緊急事態 ・ 全面緊急事態 _____ <u>また、</u> U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施するものとする。U P Z外においても、発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施するものとする。 _____ _____ _____ 2 (略)	・ 所要の修正 ・ 原災指針の改正 (R7.10) を反映

新	旧	摘要																																																																														
第9節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (中略) <table> <tr> <th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>雲南市</td><td>上下水道局 <u>施設課</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> (中略) <table> <tr> <th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> <tr> <td>中国四国管区警察 局</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>中国四国管区行政評価局（島根行政監視行政相談センター）</u></td><td><u>行政監視行政相談課</u></td><td><u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u></td></tr> <tr> <td>中国四国防衛局</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中国総合通信局</td><td>(略)</td><td>1～4 (略) 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び<u>発電機</u>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>N T T西日本(株)島根支店</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> </table>	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(略)	雲南市	上下水道局 <u>施設課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	中国四国管区警察 局	(略)	(略)	<u>中国四国管区行政評価局（島根行政監視行政相談センター）</u>	<u>行政監視行政相談課</u>	<u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u>	中国四国防衛局	(略)	(略)	(略)			中国総合通信局	(略)	1～4 (略) 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び <u>発電機</u> 等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請	(略)			<u>N T T西日本(株)島根支店</u>	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	第9節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (中略) <table> <tr> <th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>雲南市</td><td>上下水道局 工務課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> (中略) <table> <tr> <th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> <tr> <td>中国四国管区警察 局</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr> <tr> <td>中国四国防衛局</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中国総合通信局</td><td>(略)</td><td>1～4 (略) 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>西日本電信電話(株)島根支店</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u></td><td><u>プラットフォームサービス本部事業推進部危機管理室</u></td><td><u>1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧</u></td></tr> </table>	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(略)	雲南市	上下水道局 工務課	(略)	(略)	(略)	(略)	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	中国四国管区警察 局	(略)	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	中国四国防衛局	(略)	(略)	(略)			中国総合通信局	(略)	1～4 (略) 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請	(略)			<u>西日本電信電話(株)島根支店</u>	(略)	(略)	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>	<u>プラットフォームサービス本部事業推進部危機管理室</u>	<u>1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧</u>	・ 所要の修正
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
雲南市	上下水道局 <u>施設課</u>	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																														
中国四国管区警察 局	(略)	(略)																																																																														
<u>中国四国管区行政評価局（島根行政監視行政相談センター）</u>	<u>行政監視行政相談課</u>	<u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u>																																																																														
中国四国防衛局	(略)	(略)																																																																														
(略)																																																																																
中国総合通信局	(略)	1～4 (略) 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び <u>発電機</u> 等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請																																																																														
(略)																																																																																
<u>N T T西日本(株)島根支店</u>	(略)	(略)																																																																														
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																														
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
雲南市	上下水道局 工務課	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																														
中国四国管区警察 局	(略)	(略)																																																																														
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																																														
中国四国防衛局	(略)	(略)																																																																														
(略)																																																																																
中国総合通信局	(略)	1～4 (略) 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請																																																																														
(略)																																																																																
<u>西日本電信電話(株)島根支店</u>	(略)	(略)																																																																														
<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>	<u>プラットフォームサービス本部事業推進部危機管理室</u>	<u>1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧</u>																																																																														
第2章 原子力災害事前計画																																																																																
第1節 基本方針	第1節 基本方針																																																																															
第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理																																																																															
第3節 立入検査の同行並びに報告の徴収	第3節 立入検査の同行並びに報告の徴収																																																																															
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携																																																																															
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)・(2) (略) (3) 県は、<u>平時</u>から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めること	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)・(2) (略) (3) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めること	・ 防災計画の修正（R7.7）																																																																														

新	旧	摘要
により、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 (4)・(5) (略)	により、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 (4)・(5) (略)	を反映
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1～2 (略) 3 通信手段の確保 (1) (略) (2) 通信手段・経路の多様化等 ①～④ (略) ⑤ 災害時優先電話等の活用 県は、<u>NTT西日本株式会社</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。 ⑥～⑦ (略)	第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1～2 (略) 3 通信手段の確保 (1) (略) (2) 通信手段・経路の多様化等 ①～④ (略) ⑤ 災害時優先電話等の活用 県は、<u>西日本電信電話株式会社</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。 ⑥～⑦ (略)	・所要の修正
第7節 緊急事態応急体制の整備 (略) 1 警戒体制 市は、次のいずれかに該当した場合、防災部長が副市長と協議し、安全確認等を行う必要があると認めたとき、副市長を長とする警戒体制をとるものとし、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう職員の参集体制の整備を図るものとする。(別添5) ① 発電所において警戒事態(例:全交流電源喪失)の発生を認知したとき ② 発電所から市に安全協定第9条の異常時における連絡があり、防災部長が副市長と協議し、安全確認等を行う必要があると認めたとき 2 災害警戒本部体制の整備	第7節 緊急事態応急体制の整備 (略) <u>(新設)</u> 1 _____ 警戒本部体制の整備	・警戒体制を明記

新	旧	摘要
<u>(1) (削除)</u> 市は、次のいずれかに該当した場合又は警戒事態発生の通報を受けた場合、市長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。(別添5) (略) 13 <u>人員</u>及び防災資機材の確保等に係る連携 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、<u>人員</u>及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と相互の連携を図るものとする。 (略)	(1) 警戒態勢をとるために必要な体制 市は、次のいずれかに該当した場合又は警戒事態発生の通報を受けた場合、市長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。 (略) 13 <u>人材</u>及び防災資機材の確保等に係る連携 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、<u>人材</u>及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と相互の連携を図るものとする。 (略)	・防災計画の修正 (R7.7) を反映
第8節 避難受入活動体制の整備 (略) 【原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)】 原子力災害対策指針に基づき、<u>全面緊急事態に至った時点で屋内退避を行うこと</u>とし、避難計画を策定するものとする。 (略) 2 避難所等の整備、確保 (1)～(7) (略) (8) 被災者支援の仕組みの整備 県は、<u>平時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (略) 9 避難所等・避難方法等の周知 市は、<u>県と連携し</u>、避難、避難退域時検査等の場所・避難方法 (<u>自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。</u>)、<u>屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める</u>ものとする。	第8節 避難受入活動体制の整備 (略) 【原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)】 原子力災害対策指針に基づき、<u>段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則</u>とし、避難計画を策定するものとする。 (略) 2 避難所等の整備、確保 (1)～(7) (略) (8) 被災者支援の仕組みの整備 県は、<u>平常時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (略) 9 避難所等・避難方法等の周知 市は、<u>避難、避難退域時検査等の場所・避難方法 (バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。)</u>、<u>屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底を図る</u>ものとする。	・原災指針の改正 (R7.10) を反映 ・防災計画の修正 (R7.7) を反映 ・防災計画の修正 (R7.7) を反映

新	旧	摘要
(略)	(略)	
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	
第10節 緊急輸送活動体制の整備	第10節 緊急輸送活動体制の整備	
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 (略) 7 物資の 備蓄 、調達、供給活動体制の整備 (1) (略) (2) 市は、県及び国と連携の上、 物資拠点 については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。 (略)	第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 (略) 7 物資の_____調達、供給活動体制の整備 (1) (略) (2) 市は、県及び国と連携の上、 <u>備蓄拠点</u> については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。 (略)(略)	防災計画の修正（R7.7）を反映
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	第13節 行政機関の業務継続計画の策定	
第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発等	第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発等	
第15節 防災業務関係者の人材育成	第15節 防災業務関係者の人材育成	
第16節 防災訓練等の実施	第16節 防災訓練等の実施	
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	
第3章 異常時等の対策		
第1節 基本方針	第1節 基本方針	
第2節 環境放射線異常時の対策	第2節 環境放射線異常時の対策	
第3節 発電所異常時の対策	第3節 発電所異常時の対策	
第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策	第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策	
第5節 災害警戒本部の設置 市は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、または市長が必要と認めた場合に、市長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部を設置するものとする。（別添5） また、必要に応じて、オフサイトセンターに設置する市のオフサイトセンター現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。 1 会議の開催 必要に応じて、災害警戒本部会議を開催するものとする。また、 <u>現地災害対策本部はオフサイトセンターに設置する。</u> (略)	第5節 災害警戒本部の設置 市は、次のいずれかに該当した場合において、副市長が必要と判断したとき、市のとるべき措置等について協議するため設置するものとする。 ① 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において県環境放射線情報システム管理運営要領及び関連事項に定める線量率異常が確認されたとき ② 発電所から安全協定第9条の異常時における連絡があったとき 1 会議の開催 必要に応じて、災害警戒本部会議を開催するものとする。_____ _____ (略)	・所要の修正

[illegible]

新	旧	摘要
第8節 住民等への的確な情報伝達活動	第8節 住民等への的確な情報伝達活動	
第9節 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。また、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなった<u>地域</u>も同様に対応することとする。 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 (1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、PAZの施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うものとする。 また、県は、国の要請等により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。 (2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、PAZ<u>内</u>における避難の準備を行うとともに、PAZ<u>内</u>の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、松江市にその旨を伝達するものとする。 また、市は、県又は国の要請により、UPZ<u>内</u>における屋内退避の準備を行うこととする。県は、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。 (3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZの避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、PAZ<u>内</u>の避難等を行うこととし、PAZを含む松江市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には松江市と連携し国に要請するものとする。 市は、PAZ<u>内</u>の避難の実施に併せ、県又は国の指示等により、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うものとする。 市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合や緊急時放射線モニタリング結果、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国及び県と連携し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。 市及び県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難等の指示を行うことができる。 一方で、市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。 原子力災害合同対策協議会等は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。 ・UPZ<u>内</u>の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み	第9節 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。また、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなった<u>区域</u>も同様に対応することとする。 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 (1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うものとする。 また、県は、国の要請等により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。 (2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、PAZ<u>内</u>における避難の準備を行うとともに、PAZ<u>内</u>の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、松江市にその旨を伝達するものとする。 また、市は、県又は国の要請により、UPZ<u>内</u>における屋内退避の準備を行うこととする。県は、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。 (3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZの避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、PAZ<u>内</u>の避難等を行うこととし、PAZを含む松江市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には松江市と連携し国に要請するものとする。 市は、PAZ<u>内</u>の避難の実施に併せ、県又は国の指示等により、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うものとする。 市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合や緊急時放射線モニタリング結果、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国及び県と連携し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。 市及び県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難等の指示を行うことができる。 一方で、市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。 原子力災害合同対策協議会等は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。 ・UPZ<u>内</u>の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み	・原災指針の改正（R7.7） を反映 ・原災指針の改正（R7.7） を反映 ・原災指針の改正（R7.7） を反映 ・原災指針の改正（R7.7） を反映 ・原災指針の改正（R7.7） を反映

新	旧	摘要
・その他必要な事項 (4)～(8) (略) <u>2 屋内退避実施後の運用</u> 屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内に留まること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。 (1) 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとされている。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県、松江市及び関係周辺3市と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することとされている。 なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととされている。 また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意するものとされている。 (2) 市は、国や県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。 また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意するものとする。 (3) 屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内に留まることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとされている。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととされている。 (4) 屋内退避は、主にブルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなブルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたブルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行うこととされている。 なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1又はO I L 2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとされている。 <u>3 避難所等</u> <u>4 広域一時滞在</u> <u>5 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> <u>6 安定ヨウ素剤の服用</u> <u>7 要配慮者等への配慮</u> <u>8 学校、保育所等施設における避難措置</u> <u>9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</u> <u>10 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置</u> <u>11 飲食物、生活必需品等の供給</u>	・その他必要な事項 (4)～(8) (略) <u>2 新設</u> <u>2 避難所等</u> <u>3 広域一時滞在</u> <u>4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> <u>5 安定ヨウ素剤の服用</u> <u>6 要配慮者等への配慮</u> <u>7 学校、保育所等施設における避難措置</u> <u>8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</u> <u>9 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置</u> <u>10 飲食物、生活必需品等の供給</u>	・原災指針の改正 (R7.7) を反映
第10節 治安の確保及び火災の予防	第10節 治安の確保及び火災の予防	

新	旧	摘要
第 11 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	第 11 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	
第 12 節 緊急輸送活動	第 12 節 緊急輸送活動	
第 13 節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等	第 13 節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等	
第 14 節 自発的支援の受入れ	第 14 節 自発的支援の受入れ	
第 15 節 行政機関の業務継続に係る措置	第 15 節 行政機関の業務継続に係る措置	
第 5 章 原子力災害中長期計画		
第 1 節 基本方針	第 1 節 基本方針	
第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応	第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応	
第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	
第 4 節 放射性物質による環境汚染への対処	第 4 節 放射性物質による環境汚染への対処	
第 5 節 各種制限措置の解除	第 5 節 各種制限措置の解除	
第 6 節 災害地域住民に係る記録等の作成	第 6 節 災害地域住民に係る記録等の作成	
第 7 節 被災者等の生活再建等の支援	第 7 節 被災者等の生活再建等の支援	
第 8 節 風評被害等の影響の軽減	第 8 節 風評被害等の影響の軽減	
第 9 節 被災中小企業等に対する支援	第 9 節 被災中小企業等に対する支援	
第 10 節 心身の健康相談体制の整備	第 10 節 心身の健康相談体制の整備	

・ 原炭指針の改正（R7.10）を反映

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 2. 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 3. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 4. 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 5. 非常用交流母線がーとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源がーとなる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 6. 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 7. 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 8. 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 9. 原子炉事業所内の通信のための設備又は原子炉事業所内と原子炉事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 10. 重要区域（原子炉災害対策特別措置法に基づき原子炉事業者が作成すべき原子炉事業者防災業務計画等に關する命令（平成24年文科省令・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 11. 燃料被覆管障害若しくは原子炉冷却系障害が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障害若しくは原子炉冷却系障害が喪失すること。 12. 当該原子炉事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 13. 当該原子炉事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 14. オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 15. 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

別添2 緊急事態区分を判断するEALについて

(略)

別添資料

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 2. 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 3. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 4. 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 5. 非常用交流母線がーとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源がーとなる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 6. 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 7. 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 8. 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 9. 原子炉事業所内の通信のための設備又は原子炉事業所内と原子炉事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 10. 重要区域（原子炉災害対策特別措置法に基づき原子炉事業者が作成すべき原子炉事業者防災業務計画等に關する命令（平成24年文科省令・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 11. 燃料被覆管障害若しくは原子炉冷却系障害が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障害若しくは原子炉冷却系障害が喪失すること。 12. 当該原子炉事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 13. 当該原子炉事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 14. オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 15. 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など 原子炉規制委員会委員長（以下、「委員長」という。）又は委員長の代行者（以下、「委員長代行者」という。） が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

別添2 緊急事態区分を判断するEALについて

(略)

(略)

別添5 市の災害体制の設置基準

新設

体制	基準	体制の決定	動員	主な業務
準備体制	・発電所から、協定第9条の異常時における連絡があったとき ・情報収集事態の発生を認知したとき	防災部長	防災部長が必要と認めた課の職員	1. 情報収集と共有 2. 職員への注意喚起
警戒体制	・警戒事態【AL】(例:全交流電源喪失)の発生を認知したとき ・発電所から、協定第9条の異常時における連絡があり、防災部長が副市長と協議し安全確認等を行う必要があると認めたとき	副市長	防災部長が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	1. 情報収集と共有 2. 職員への準備喚起 3. 関係機関との連絡 4. 地域自主組織等への情報提供
災害警戒本部	・施設敷地緊急事態【SE】(例:全交流電源30分以上喪失)の通報を受けたとき ・施設敷地緊急事態の通報がなされない場合であっても、原子力防災対策上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	市長	防災部長が市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	1. 情報収集 2. 職員への準備喚起 3. 地域自主組織等における体制整備 4. 地区担当職員出動 5. 住民広報 6. 相談窓口開設 7. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動準備 8. 避難所運営担当出動準備 9. OFCへ副市長派遣 10. OFCへ職員派遣 11. 体制移行準備
災害対策本部	・全面緊急事態【GE】(例:炉心冷却機能喪失)の発生の通報を受けたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されていない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	市長	全職員	1. 情報収集 2. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動 3. 地区災害対策本部の設置 4. 避難所運営担当出動 5. 避難状況確認 6. 安否確認 7. 住民広報 8. 相談窓口開設